

保発 1129 第 5 号

令和 6 年 11 月 29 日

都道府県知事 }
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長

（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号厚生労働省保険局長通知）について、令和 6 年 12 月 2 日に現行の健康保険証の発行が終了することに当たっては、オンライン資格確認（資格確認限定型）又は資格確認書等によって、患者に療養費を受領する資格があることを確認する必要があるため、その一部を別紙のとおり改正し、同年 12 月 2 日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年5月 24 日付け保発 0524 第2号)

○別添 1 別紙の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>19～25 (略)</p> <p>第 4 章～第 10 章 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>第 1 章・第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。</p> <p>(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。</p> <p>ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>19～25 (略)</p> <p>第 4 章～第 10 章 (略)</p>

○別添2の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章・第2章 (略) 第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。 (1) 施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出若しくは提示する資格確認書(健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。)等によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。 (2)～(4) (略)</p> <p>19～25 (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章・第2章 (略) 第3章 保険施術の取扱い</p> <p>16・17 (略)</p> <p>(受給資格の確認等)</p> <p>18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。 (1) 施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証(健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。)によって療養費を受領する資格があることを確認すること。 ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。 (2)～(4) (略)</p> <p>19～25 (略)</p> <p>第4章～第10章 (略)</p>